

第3回新潟市新潟市障がいのある人もない人も共に生きる

まちづくり条例推進会議 会議録

○日時：平成30年3月9日（金） 午後3時00分から午後5時00分

○場所：白山会館 太平明浄の間

○出席者

- ・委員：磯部委員、大橋委員、大高委員、平田委員、長澤委員、永井委員、竹之内委員、平松委員、石原委員、青木（候）委員、佐藤委員、松永委員、柳委員、山岸委員、熊倉委員、角田委員、金子委員（17名）（欠席者6名）
- ・関係課：こども政策課、広聴相談課、こころの健康センター、文化政策課、産業政策課、住環境政策課、都市計画課、土木総務課、秋葉区健康福祉課、教育委員会学校支援課、教育委員会施設課 計11名
- ・事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員4名

○傍聴者：2名

1. 開会

（司 会）

ただいまから、第3回新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議を開会いたします。本日はお忙しい中、条例推進会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の佐藤と申します。よろしくお願いたします。

本日の会議につきましては、議事録作成のため録音をご了承いただきますよう、お願いいたします。委員の皆様のご発言の際には職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配付資料の確認をお願いいたします。はじめに、事前にお送りいたしましたものとして、

- ・本日の次第
- ・条例推進会議出席者名簿
- ・【資料1】 条例に関する普及啓発状況について
- ・【資料2】 差別相談事例
- ・【資料3】 とともにプロジェクトの推進体制等について

- ・【資料4】ともにプロジェクトの取り組み状況・今後の方向性（案）について
 - ・【資料4-1～5】学校における障がいのある人との交流 他
までがお送りしたものです。また本日、机上配付しているものにつきましては、
 - ・ 座席表
 - ・【資料3（別紙）】『ともにプロジェクト』ワーキンググループの構成
 - ・新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議に対する意見について
 - ・ヘルプマーク
 - ・ゲストティーチャーリスト
- がございます。お揃いでしょうか。
- 本日の出席状況ですが、委員23名のうち17名の委員が出席されております。過半数に達しておりますので、この会が成立していることをご報告いたします。

2. 挨拶

（司 会）

それでは、開会にあたりまして、佐藤福祉部長からごあいさついたします。

（福祉部長）

皆さん、こんにちは。新潟市福祉部長の佐藤でございます。この条例推進会議でございますが、条例が施行されてもうすぐで2年が経過するというところでございます。条例ができてから、条例の目的の一つである差別解消といったことにつきましては、さまざまな相談事例が障がい福祉課あるいは基幹相談支援センターに寄せられまして、2年間で約60件という数字になっております。幸いなことに、話し合いにより相互理解を深めるという条例の趣旨に沿いまして解決が図られておりまして、紛争解決機関、調整委員会を開催するまでに至っていない状況でございます。これからも差別事例とその対応のノウハウを蓄積しまして、引き続き適切に対応していきたいと考えております。

条例自体の認知度でございますけれども、今年度、障がい福祉計画の策定にあたり、障がいをお持ちの方にアンケート調査をさせていただきました。結果は、知っているという方が15パーセント、詳しい内容については後ほど議事でご報告申し上げますが、まだまだその程度ということでございます。3年前に同様の調査を行ったときは、10パーセントでしたので、若干は上がっているのですが、なかなか、まだまだだと思っておりますし、それから、普段、障がいのある方に接する機会のない家族の方、こういった方の認知度というのは、これよりも低いものだと思っております。

いずれ適切な時期に市民を対象にしたアンケート調査もやっていきたいと思っておりますので、それに向けて条例の周知啓発に力を入れていくという動きでございます。その一貫として、本年度、先回の会議で設置が決定しました「ともにプロジェクト」が少しずつ動き始めました。これにつきましては、委員の皆様からご推薦いただいたワーキンググループのメンバーからご協力をいただきまして、やれることから始めようということをやってきました。これにつきましても後ほど議事の中で本年度の取組みを報告させていただき、来年度以降の取組みについてご意見をいただきたいと思っております。

新潟市の財政状況を少し述べさせていただきたいと思っております。いろいろと新聞報道で、昨年秋くらい、かなりの財源不足が出るのではないかとということでご心配されている方も多かったと思っておりますが、全事業の見直しもやりながら、なるべく市民へのサービスを低下させないということをやってきました、そのほか、財政的な手法も駆使しまして、何とか予算を組めるという状況になってきております。

昨日、議会の常任委員会で福祉部の審査がありまして、議員の皆さまからいろいろと質問を受けましたけれども、何とか我々の部分に関してはご理解を得られたかと思っております。そうした中、この条例関係の予算を、昨年よりも若干増えたくらいの予算を確保することができましたので、来年も引き続き、ともにプロジェクトを中心に組み組んでいきたいと思っております。

それでは、長時間にわたりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。本日はありがとうございます。

3. 議 事

(司 会)

それでは、これより議事に移らせていただきます。これからについては長澤会長に進行をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

(長澤会長)

新潟大学の長澤です。よろしくお願ひいたします。本日の内容は、次第のとおり(1)から(4)まで4項目あります。終了は概ね午後5時を予定しております。円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは早速議事に入らせていただきます。議事(1)「条例に関する普及啓発状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：田中課長)

障がい福祉課長の田中でございます。いつもお世話になっております。

議事（１）「条例に関する普及啓発状況について」、ご説明させていただきます。資料１をご覧ください。

まず「１．条例研修会等の実施」についてでございます。条例を施行した平成 28 年 4 月から昨年 12 月末時点で合計 194 回、延べ約 3 万 380 人に対しまして、条例が施行されたこととその内容について周知を図ってまいりました。昨年度と比較しますと、今年度の研修会の回数は減っておりますけれども、今年度は障がいのある方ご本人を講師といたしまして、当事者としてどのような場面で困っているのか、どのような配慮が必要なのか、直接伝えてもらう機会を設けるように努め、研修内容を工夫してまいりました。来年度も引き続き研修会を開催するとともに、障がいのある方から直接お話いただく機会を積極的に作っていきたいと考えております。

次に「２．条例認知度」についてでございます。昨年度に引き続き、イオンモール新潟南で開催したまちなか障がい福祉フェスの中でアンケートを実施いたしました。今年度は 640 人の方からご回答いただき、「条例を知っていますか」の問いに対しまして、「よく知っている」、「多少は知っている」を合わせまして、58.2 パーセントの方が「知っている」と回答していただきました。昨年度に比べると「よく知っている」、「多少は知っている」と回答した方が 6.6 パーセント向上してございます。また、「条例を何で知りましたか」という問いに対しましては、「市報にいがた・区役所だより」と回答する方が一番多い結果となりました。引き続き、市報を有効に活用して積極的に周知を行うとともに、テレビや新聞などにさらに取り上げてもらえるよう、魅力ある取組みを推進していきたいと考えております。

次に、②障がい者全般を対象としたアンケートでございます。２ページになります。障がい者全般を対象としたアンケートにおける条例認知度についてです。このアンケートは、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画を策定するにあたり、障がいのある人の実態や障がい福祉サービス等のニーズを把握するために実施したものでございます。調査は各種手帳所持者の 1 割、約 5,000 人を無作為で抽出して実施いたしまして、回収率は 54.2 パーセント、2,661 人の方からご回答いただきました。

次の 3 ページをご覧ください。アンケートの中で条例認知度に関する項目を設けましたので結果をご紹介しますと、「条例を知っていますか」という問いに対しまして、「知っている」と回答した人の割合は 15.4 パーセントでございました。条例施行前の平成 26 年度に同様のアンケートを実施した際は、「制定を検討中であることを知っている」という回答が 10 パーセントでしたので、比較しますと、認知度が 5.4 パーセント向上していることが分かるかと思えます。二つの方法の調査から、条例の認知度が向上していることが伺えるかと思えます。

障がい種別で見ますと、「身体障がい」、「難病」の方の認知度が低くなっております。身体障がいの方は今回のアンケート回答者の約 6 割を占めており、障がいの程度も 1 級から 6 級まで

と広く、日々の生活の中で自身の障がいのことについて意識せず生活している人が多いと考えられます。今後は、軽度の方にも知ってもらえるよう、周知にさらに力を入れていきたいと考えております。

次に、③障がい児を対象としたアンケートにおける条例認知度についても、参考までにご紹介させていただきます。4ページでございます。このアンケートは、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を策定するにあたり、障がいのある子どもの実態や支援体制のニーズを把握するために今回初めて実施したものでございます。市内の特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の児童生徒と児童発達支援センターころんの利用者を対象に、その概ね1割を抽出して実施し、回収率は66.9パーセント、234人の方からご回答をいただきました。この中で「条例を知っていますか」という問いに対しまして、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校では29.3パーセント、児童発達支援センターころんの利用者では54.7パーセントの方が「知っている」とご回答いただきました。先ほどの障がい者全般を対象としたアンケート結果よりも高い認知度の数字が示されてございます。

次のページ、「3. 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における目標（案）」についてでございます。この計画は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、市町村が策定するもので、平成30年度から平成32年度までの3年間の障がい福祉サービスの提供量などを設定する計画でございます。この計画の中に、本市独自の成果目標として条例の普及啓発に関する項目を設けたところでございます。

一つ目は、条例認知度に関する項目で、平成32年度の認知度を20パーセントにすることを目標にいたしました。目標年度におきまして一般の方を対象にしたアンケートを行い、認知度を測定したいと考えております。この目標が達成できるよう、周知に取り組んでまいりたいと考えております。

二つ目は、学校等への相談機関等の周知についてでございます。学校の先生から、障がい福祉サービスの種類や相談窓口などについてより知識を持っていただくことを目的に、小中学校から大学まで、幅広くすべての学校に毎年情報提供することを目標として設定いたしました。これは先ほどご紹介いたしました障がい児を対象としたアンケートの中で、学校において、先生や児童、生徒の障がい者への理解、配慮を求める意見が多く見られたことを受けて設定したものです。

条例施行から2年が経過いたしますが、まだまだ周知に力を入れていく必要があると考えております。研修実施など従来の方法に加え、後ほど説明いたしますとともにプロジェクトを推進していくことで、より多くの人から知ってもらえるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、議事（１）についての説明を終わります。

（長澤会長）

ありがとうございました。ただいま事務局より条例に関する普及啓発状況について説明がありました。委員の皆様、お聞きになりたいこと、ご質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。

（青木（侯）委員）

青木と申します。

学校の相談機関などの周知徹底は、パンフレットとかポスターだけを考えているわけですか。どのようなお考えでしょうか。

（事務局：高橋係長）

パンフレットに近いのですけれども、障がいのある方の相談機関にどのようなものがあるか、こういう場合にはここがいいというようなアドバイスのようなものが入ったパンフレットのようなものを作って配布することを考えています。

（青木（侯）委員）

本当はもっと進んで、相談員一人を置かなければだめだと考えたのですけれども。

はい。ありがとうございました。

（長澤会長）

ありがとうございました。ほかにご質問ございませんでしょうか。

また何かお気づきの点がありましたら、このあとでもけっこうですのでご発言をお願いいたします。

議事（２）差別相談事例

では、議事（２）に移らせていただきます。議事（２）「差別相談事例について」、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：田中課長）

引き続き、私の方から議事（２）「差別相談事例について」ご説明いたします。資料２をご覧ください。

まず「１．本市における相談の受付状況」についてでございます。

平成 28 年度は 42 件、平成 29 年度は 4 月から 12 月までの実績ですけれども 22 件の相談に対応いたしました。これらにつきましては、障がい福祉課及び基幹相談支援センターにおきまして相談を受け付け、差別的な対応をしたと思われる相手の方に対しまして相談内容を伝えるとともに助言等を行ったところでございます。相談のあった事案すべてにつきまして、相談者及

び相手方のご理解をいただいております。

①相談分野別件数を見ますと、平成 28 年度は「行政機関」、「医療・福祉」が多く、平成 29 年度は「雇用・就労」、「買物や飲食店などのサービス」における相談が多くなっております。相談件数の合計では平成 29 年度は減少しておりますけれども、やはり法や条例が制定された平成 28 年度当初で、今まで相談できなかったことが、相談窓口ができたことにより、相談件数が多くなっていると考えております。

次に、②相談者の障がい種別ごとの取扱件数についてでございます。平成 28 年度は「視覚障がい」と「肢体不自由」が多かったのに対しまして、平成 29 年度は「発達障がい」と「肢体不自由」が多くなっております。

次に、③相談分野と障がい種別との関係でございます。視覚障がいと肢体不自由はどの分野におきましても相談を受け付けており、今年度の特徴として、発達障がいに関する教育分野での件数が多くなっております。具体的な事例についてはのちほどご紹介させていただきます。

次に、④相談者については記載のとおりでございます。

裏面をご覧ください。参考までに、新潟県全体の相談件数を紹介いたしますと、平成 28 年度は 92 件、平成 29 年度は 4 月から 9 月までの実績になりますけれども 35 件の相談がありました。県全体の相談件数の約半数が新潟市で受け付けた相談ということでございます。

次に、「2. 差別として寄せられた事例」についてでございます。

平成 29 年度に受け付けた相談事例のうち、8 件の事例を記載してあります。時間の関係もございまして、記載した事例のうち、主なものについて担当からご説明させていただきます。

(事務局：高橋係長)

管理係の高橋と申します。

資料 2 の 2 ページから、差別として寄せられた事例についてご説明させていただきます。

新潟市で受付させていただいた差別の相談は、条例で定める障がいを理由とした差別にはあたらぬようなものも含まれておりますけれども、どのような内容であっても、差別を受けたということでご相談いただいた場合にはできるだけの対応をしております。また、解決に向け、社会的障壁の除去にまでは至らなかった場合もありますが、市が間に入って調整いたしまして、双方の理解を得られるように努力をしております。

この資料の中では、今年度相談のあった中から 8 例を掲載してございます。事前にご覧になられているという前提で説明させていただきますので、いくつかかいつまんで説明させていただきますと思います。

なお、この資料でご紹介した事例は、解決に向けた調整の内容が分かりやすいものを選んで掲載させていただきました。意図していなかったのですが、結果として、精神障がいの

方からの事例が漏れてしまいましたので、最後のほうでその部分も補足させていただきたいと考えております。

それでは、2ページの最初の事例①をご覧ください。携帯電話の不調で修理に行った際に、他の来店者には番号札を取るように案内していたにもかかわらず、相談者には番号札を取るよう案内がなかった、また、手が不自由であまり上手にスマートフォンが操作できないため、手伝いをお願いしたところ拒否されたという相談がございました。この方は、もう済んだ話だから、今から店からどうにかしてほしいということではなくて、今後ほかの人が同じ思いをしないように注意してほしいというお話がございました。

私どもの方でこの家電量販店を訪問いたしまして状況を確認したところ、特に番号札を取るように案内しなかったことに障がいは関係なく、来店理由に応じて、番号札を取っていただく場合と取らない場合があるという話でした。操作については、本人が電話の操作ができないほど大変な状況であったということを確認していなかったということで、障がいの種別としては手に障がいがあったのですけれども、そういう状況であったということを確認していなかったということで、通常はお客様から申し出があれば必ず店員が手伝うようにしているということでした。こちらとしては、差別を受けたということが事実であったかどうかまで確認には至らなかったのですけれども、お店側には条例の趣旨を説明いたしまして、今後さらに適切な対応をお願いしますということでご了解をいただきました。結果、ご本人には、そのような経緯をご説明して、ご理解いただいたということで、こういう対応をさせていただきました。

次に、少し飛びまして事例③学校の対応についてをご覧ください。学校において、発達障がいの方が通学していたのですけれども、ご家族からのご相談で、子どもの障がい特性を学校側が理解してくれなくて、他の生徒と同じことを求められて困っているというご相談がございました。

こちらで学校側とお話させていただいたところ、学校でもどのように対応したらいいかわからなくて苦慮しているというお話がございました。それを聞いた上で、相談者にも学校とよく話すように助言をさせていただきまして、その後、相談者と大学で話し合いの場が設けられまして、問題なく学校生活を送れるようにまですなっただというご報告をいただいております。

次にまた飛びまして、事例⑤障がい特性への配慮についてです。これは自動車学校の話なのですが、同じく発達障がい、今年度の相談の中では発達障がいの方からの相談が一番多かったのですが、発達障がいの方が自動車学校に通っていて、なかなか配慮をしていただけない。厳しい指導をされるとそれだけで萎縮してしまったり、教官によって表現が微妙に違ったりするとなかなか対応できないということで配慮していただきたいというお話がございました。

自動車学校側のお話を聞いたところ、学校側では障がいがあるという認識を持っておらず、申し出をいただければ対応させていただくというお話をいただきました。申し出があれば、指導員のグループを作って情報共有しながら指導しているというご説明もありましたので、これについても、相談者に対して、自動車学校側とよく話し合うようにという助言をさせていただきました。

事例③、④については同じく学校というような場面なのですから、意思表示をどの程度していくかということが重要かと思えます。障がいのある方の側から、配慮してほしいということうまく伝えることで、もう少し状況が変わったのではないかと思われる事例でございました。

次に4ページにまいりまして、事例⑥保育園の対応についてでございます。知的障がい、ダウン症のお子さんのご相談でございました。お母さんからのご相談だったのですけれども、保育園において、ほかの子と同じようにプールで遊ばせてくれないことが差別的取扱いであるというご相談でございます。保育園側からは、オムツが取れていないですとか、保護者の付き添いが必要だなどの条件を出されているということでございました。

こちらでの対応というかお話を聞きまして、具体的に言うと、保育園の担当課からも調整してもらったのですけれども、本人の身体状況や園での排泄状況を確認して、プールに入れる方法を指導保育士と保育園で検討していくこととなりまして、水遊び用のオムツを着用すること、本人のために保育士を配置することでプールに入れることになりまして、相談者からも納得いただいたという対応をさせていただきました。

次に事例⑧店員の対応についてですけれども、お店でのトラブルに関するものなのですが、障がい種別でいいますと聴覚障がい、難聴であり耳がよく聞こえないという方からの相談でした。手帳は持っていないとおっしゃっていたのですが、精神的な障がいもあるのではないかとこの方からのご相談は、馴染みにしていたお店の店員から挨拶がなかったので店長に伝えたところ、謝罪はあったのだけれども聴覚障がいがあったので謝罪の内容がよく聞こえず、聞こえる声で改めて謝罪してほしいと伝えたのだけれども応じてもらえなかった。これが差別であるという主張でございました。

店側に状況を確認したところ、ご本人は数年前からこのお店に週何回も数時間にわたって滞在し、商品を買うわけでもないのに長時間滞在するというので、何とか買ってもらおうと思って勧めたときもあったのですけれども、それで購入すると「洗脳された」などと言って返品を要求してくるなど、なかなか難しいお客様で、お店側では対応に大変苦慮していたということでした。

これについての判断はなかなか難しいところがあったのですけれども、そもそも謝罪そのも

のが必要であったのかどうかということ、謝罪の部分だけを切り取って考えますと、耳の障がいのある方に聞こえる声で言わなかったという部分だけを考えますと、たしかに条例で定める差別であるかもしれませんが、これまで数年にわたるこのお店の努力を考えると、その上で、再度謝罪するということが過重な負担であるととらえざるを得ないということで、これについては、相談者に対してはお店側の事情を伝えて納得してもらったという経緯がございます。ご本人には日々の生活相談など継続的な支援が必要であると判断しまして、基幹相談支援センターと連携して対応していくこととさせていただきました。

精神障がいの方からの相談内容はほかにもいくつかあったのですが、基本的には、基幹相談支援センターで日々多数の相談を受けておりまして、差別相談として対応したものというものは、資料にありますとおり、平成 28 年度については精神障がいの方は 4 件、平成 29 年度は 2 件と、6 件のご相談をいただいているという状況でございます。

それから、相談者自らが差別事案として相談してくることはあまり多くなくて、聞き取った側で、これは差別だという判断をすればそのように対応するということです。何を差別事案として取り扱うかということは、本人が差別事案だとおっしゃっている場合のほか、相談内容から、相談を受けている側が判断した場合ということになります。

精神障がいの方からの差別相談は、ほかの事例でご紹介しますと、職場で上司が共感してくれなくて精神的苦痛を受けたというものがありませんでした。お話を聞いてみると、差別しているということではなくて、話に共感してくれないということに悩んでいたということだったのですが、これについては、調整しているうちにご本人からも分りましたというような話しになったり、なかなか対応とその結果が示しにくい事例でした。またその他に、床屋さんでシャンプーを 2 回してもらえなかったとか、飲食店で注文したものと違うものが出てきたとか、差別事案として取り扱うことがなかなか難しいといったものも含まれております。

詳しく調べていきますと、相手方への配慮を求めるといっても、本人へのケアが必要な事例がかなり多いという状況でございます。

以上で事例の報告を終わらせていただきます。

(長澤会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明があったことについて、お聞きになりたいことがありましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(平田委員)

新潟労働局の平田と申します。いろいろ市の方が対応されて、大変お疲れさまでございます。

一つ意見といいますか、それぞれにお聞きしましたが、何か、今の事例を聞いていますと共通点があるような気がいたしまして、市のほうにご相談があつて、いつでも相談ができるという

体制ができていることは素晴らしいことだと思うのですが、一方で、そこまでいなくても何かしら見た目で分らない障がいの方が今大勢いらっしゃるということでございますので、そういう認識がなかったという相手方のケースがいくつもあるわけです。何かしら、今後のアプローチの仕方について検討をしていく余地があるのではないかという気もしました。

いろいろ検討してほしいというような意思表示の例とか、いろいろ作ってあるようなのですが、そういったものとはまた別に、条例の中では、すべての市民が障がいのある人に対する理解を深めるとともに話し合いによる相互の立場を理解することという基本理念が載っているわけですが、そここのところで、リンクしたところでの相互理解のしくみに向けて考えていければいいのかと。あるいは障がい者ご本人に対しての何らかの研修のようなこととか、そういった事業を、障がいを理解して自分からも、なかなか言いにくいことではあるのでしょうけれども、自己理解の上で、雇用主とか相手の方に理解してもらえることがもしできたらもっと早めに気持ちよく過ごせたのではないかと感じました。

(長澤会長)

ありがとうございました。ご意見も含まれておりましたので、今後の運営に活かしていただきたいと思えます。

ほかにご質問、あるいはご意見等ございましたらお願いいたします。

私からなのですが、もし分っていればなのですが、逆に事業主とかお店側から、差別的な対応を受けたということで相談に来たというケースはありますか。

(事務局：高橋係長)

こういう場合は差別にあたるのかどうかということをご事前に知りたいということでご相談をいただいたことは何件かあったと記憶しております。

(長澤会長)

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

では、次に移らせていただきます。またお気づきの点がございましたらご発言をお願いいたします。

議事（３）ともにプロジェクトの推進体制等

議事（４）ともにプロジェクトの取り組み状況・今後の方向性（案）

(長澤会長)

議事（３）「ともにプロジェクトの推進体制等」について、議事（４）「ともにプロジェクトの取り組み状況・今後の方向性（案）」についてです。この二つは関連性がありますので、まとめて内容をお聞きした方が議論しやすいと思えます。事務局から議事（３）と（４）について

一括説明をお願いいたします。

(事務局：田中課長)

それでは議事（３）と議事（４）を一緒にご説明させていただきます。

まず議事（３）についてですが、資料３をご覧ください。「ともにプロジェクトの推進体制等」についてでございます。

昨年６月に開催した第２回条例推進会議におきまして、条例の普及啓発を進めるためプロジェクトを立ち上げ、具体的な取り組み内容についてはワーキンググループで検討、実施いたしまして、この条例推進会議で報告、今後の方針決定をしていくことが決まったところでございます。会議終了後、プロジェクトの名称について委員の皆様からご意見をちょうだいし、「ともにプロジェクト」という名称で進めていくということに決定したところでございます。

ワーキンググループは取り組みの内容ごとに３つに分けまして、Ａグループは「障がいのある人とない人の交流の機会の創出」、Ｂグループは「一般企業への周知啓発」、Ｃグループは「わかりやすい広報」について検討を行いまして、ＡとＢグループは計２回、Ｃグループは３回開催いたしました。

ワーキンググループのメンバーにつきましては、本日机上配布させていただきました資料３（別紙）にございますけれども、このメンバーにつきましては委員の皆様からご推薦いただきまして、障がい福祉施設や障がい者団体、企業、民間団体などで構成し、２３団体から計３３名という体制で検討をしていただきました。

引き続き、議事（４）についてご説明させていただきます。ワーキンググループの検討に基づきまして、プロジェクトの今年度の取組みと今後の進め方について、担当から説明させていただきます。

(事務局：高橋係長)

資料４、Ａ３カラーの資料をご覧ください。「ともにプロジェクトの取り組み状況と今後の方向性（案）について」でございます。

資料４では、各グループの検討に基づく取組み状況と今後の方向性について全体像をお示ししております。また、各取組みについては、特にご説明したいものについて別紙でお示ししておりますので、のちほど一緒にご覧いただければと思います。このＡ３の資料については、上段から、Ａグループの検討によるもの、中段がＢグループの検討によるもの、下段がＣグループの検討によるものという区分で表示させていただいております。

最初に、Ａグループの検討に基づく「障がいのある人とない人の交流の機会の創出」に関する取組みについてでございます。今年度は、主に①学校における障がいのある人との交流と②まちなか障がい福祉フェスの開催、③公民館との連携について取り組みを行いました。

ここで資料4-1を併せてご覧ください。①学校における障がいのある人との交流では、障がいのある人との交流をつうじて障がいへの理解を深めてもらうため、障がいのある人と交流を行う学校に対して、ゲストティーチャーへの謝礼補助を実施いたしました。今年度は7校に対して9回の補助を行っております。内容としては、盲導犬ユーザーなど視覚障がいのある人からの講話が5回とブラインドサッカー体験が2回、聴覚障がいや手話についてが2回となっております。

この取組みでは、Aグループのメンバーからアンケートを行うべきとの意見をいただきまして、補助を行った学校に対して、授業を行う上での課題や、どのような支援があればいいかなどを把握するためのアンケートを実施いたしました。学校の意見としては、「各学校で既に様々な取り組みが行なわれている」、「障がいのある人と交流する機会を作りたいが、その謝礼を予算化する余裕がない」、「新しい赴任先の場合など、誰にゲストティーチャーをお願いできるのか、どこに相談したらいいのかわかならない」、「講師を依頼できるリストがあると参考になる」というような意見をいただきました。皆さんから、今回実施させていただいたこの補助事業が非常に有効であったというようにお話をいただいております。

このアンケート結果を踏まえまして、ワーキンググループでは、「視覚障がいや聴覚障がいを取り上げられることが多いが、知的障がいや精神障がいについても理解して欲しい」、「小中学校だけではなく、保育園や高校、PTAなどにも働き掛けてはどうか」、「講義だけでなく、一緒に何かを体験できるような内容にすることで自然に理解してもらえと思う」といった意見が出されております。

裏面をご覧くださいまして、この事業の来年度の取組みの方向性でございますが、学校のアンケートとAグループの意見を踏まえまして、引き続き、障がいのある人と交流を行う学校に対して、ゲストティーチャーへの謝礼補助の実施を行っていきますとともに、障がい福祉施設や障がい者団体に照会をかけまして、ゲストティーチャーを依頼できる講師・内容リストを作成して、小中学校や保育園や高校、PTA等へ配布していく。また、取組み事例を蓄積して、その事例をみんなで共有するというようなことを取り組んでいきたいと思っております。

ここで、本日机上配布させていただきましたカラーの「ゲストティーチャーリスト」をご覧ください。来年度、このような形でゲストティーチャーのリストを作って学校にご案内させていただきたいと思っております。

中身はまだ全然できていなくて、これから中身を入れていくのですけれども、ご覧いただきますと、1ページ目、この事業の主旨です。最近、文部科学省と厚生労働省が共同でこころのバリアフリーを推進する動きもありますので、こころのバリアフリー推進に向けて取組みを進めていくというような趣旨が書いてあります。また、ページを振っていません

んが、3ページ目では障がい種別でどのような団体があるのかというご紹介ですとか、次のページでは区ごとにどのような施設があるかというような紹介をするページがございまして、そのあとに、それぞれの団体や施設がどのような内容の協力ができるのかという紹介を足していくというような、そういうメニューのようなものを作って学校に配布したいという構想でやっております。

中身につきましては、今後ワーキンググループからご意見をいただきながら作ってまいります。皆様方からも、これに載せるべき案として、こういうところでこういう事業をやっているというような情報がありましたら随時お寄せいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、資料4に戻っていただけますでしょうか。

Aグループの取組みの続きですが、②まちなか障がい福祉フェスにつきましては、イオンモール新潟南におきましてイベントを開催し、車いすバスケット体験や、障がいのある人の歌やダンスなどのステージパフォーマンスを実施しました。来年度、実施の形は変わるかもしれませんが、引き続き何らかの形でイベントの開催を検討していきたいと考えております。

次に、③公民館との連携については、今年度は東地区公民館が主催する人権講座と合わせて、障がい者アートに関する講座を開催いたしました。来年度は、複数の講座を開催できるように公民館への働きかけに努めていきたいと考えております。

続いて、資料4の中段のB「一般企業への周知啓発」についてでございます。Bグループでは、①企業との連携といたしましてバス停に障がい者アートを展示するという取組み、②ともにプロジェクト推進店、③合理的配慮事例の募集、④短時間就労の取組みの四つについて検討いたしました。一部を実施いたしました。

資料4-2をご覧ください。今ご紹介した中の①企業との連携として、バス停に障がい者アートを展示するという取組みについてご紹介いたします。

平成29年度の取組みといたしましては、セコム上信越様とまちごと美術館「ことごと」様と連携いたしました。バス停待合所に障がい者アートを展示しました。この取組みは、まちごと美術館様が、障がい者アートを企業や店舗などにレンタルを行っていることをセコム上信越様がお知りになりまして、より多くの人に障がい者アートの魅力を知ってもらいたいということで、自社ビル前のバス停にこの障がい者アートを設置したということでございます。展示期間は2017年11月から2022年3月までの約5年間、場所はセコム上信越社屋前の「県庁東バス停」になります。図のようなオレンジ色の非常に迫力のある絵なのですが、これが設置されているということでございます。構想としては、3か月くらいのスパンで絵を変えていきたいというようなこともおっしゃっていましたが、まだ、おそらくこの絵が掛かった状態に

なっているかと思えます。

この取組みの来年度の方向性ですけれども、バス停という公共空間を活用することで、多くの方にとって、障がいのある方の活動について知ってもらうよいきっかけとなると思われまので、ほかのバス停にも拡大していきますように、ほかの企業への働きかけを行っていきたくと考えております。

続いて資料4-3をご覧ください。「ともにプロジェクト推進店」についてでございます。名前はまだ仮で、アイデアの段階です。この取組みについては、2月のワーキンググループの会議で意見が出たものでございまして、まだ取組みとして実態を持っているわけではないのですけれども、来年、検討を進めていきたいと考えております。

Bグループでロゴマークの活用方法を検討しているときに、「障がいのある人への配慮を心がけている飲食店などから『ともにプロジェクト推進店(仮)』になってもらってはどうか」という意見をいただきました。具体的には、推進店になっていただきますと、プロジェクトをPRするのぼりを立ててもらいますとか、障がい福祉施設などの授産製品にロゴマークのシールを貼ってもらう、ともにプロジェクト推進店として市ホームページに掲載してお店としてのPRをこちら側からさせていただく、優先駐車場や車いす対応トイレなどのバリアフリー施設の有無を一括して表示する、情報提供としてホームページなどに掲載するという取組みにつなげていけるのではないかとこのことでございます。また、ロゴマークを貼るだけではプロジェクトの趣旨があまり伝わらないということで、どのようなプロジェクトなのか知ってもらう工夫が必要という意見もいただいております。

このワーキングでの内容を踏まえまして、来年度は、ともにプロジェクト推進店を募集した上で、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して行けるお店として、優先駐車場や車いす対応トイレなどのハード面の整備情報の発信として、市ホームページへの掲載やバリアフリー情報発信アプリとの連携などに取り組んでいければと考えております。

また、②として、ハード面の整備だけではなく、ソフト面の取組み、合理的配慮の事例などの取組みについて普及していくため、ともにプロジェクト推進店としてロゴマークのステッカーやのぼりを店頭に掲出するとともに、プロジェクトのPRをつうじて合理的配慮の考え方を広める役割を担っていただきたいと考えております。

資料4にお戻りください。Bグループの③合理的配慮事例の募集といたしましては、市内企業で行われている「障がいのある人も働きやすい職場づくりに向けた取組み」を募集いたしまして、どのような事例があるか、事例集として広く紹介して、いろいろな事業に普及させていきたいという取組みや、④短時間就労の取組みとして、障がい特性により長時間勤務が困難な方が、法定雇用率の算定に入らない週20時間未満の業務でも就業できる取組みとして短時

間就労を進めていきたいということで、全国の先進的な事例の情報収集を行うとともに、来年度はフォーラムを開催して、その有効性や可能性について検討を行っていきたくと考えております。なかなか課題も多いということですので、すぐ実施できるかどうかは別として、可能性について検討していきたくという取組みでございます。

続いて、下段のCグループの取組みでございます。「わかりやすい広報」についてですが、Cグループでは、①ロゴマークの作成と②ヘルプカードの作成、③動画・ホームページの作成について検討しまして、一部を実施しております。

まず、①ロゴマークの作成についてですが、資料4-4をご覧ください。

先ほどからロゴマークの話が出ていますのですけれども、説明が最後のほうになってしまいましたして申し訳ございません。このロゴマークの作成の状況については、ともにプロジェクトの最初の取組みでございました。昨年10月から1か月間、全国に向けてロゴマークの募集をいたしまして163点の応募がございました。選定方法といたしましては、予備審査をワーキンググループで行いまして候補作品を選定後、委員の皆様からもご意見をいただき、障がい福祉施設利用者の方からも意見をいただきながら決定をさせていただいております。選定の結果、最優秀賞は、茨城県在住の吉村文子（ふみこ）様のデザインに決定しまして、12月2日に開催したまちなか障がい福祉フェス内で市長から発表させていただいております。このマークは、障がいのある人となない人が手を取り合い、そこから笑顔が生まれる様子をあらわしてありまして、人と人のつながり、思いやりや優しさが伝わる親しみやすいデザインとなっております。

また、ロゴマークの活用として、障がい福祉課だけの取組みだけではなく、さまざまなイベントなどで広く活用してもらうため、使用基準や使用マニュアルを作成してホームページで公開しております。まだ活用されている事例は少ないのですけれども、裏面を参考までにご覧いただきますと、文化政策課で主催いたしましたアートコミュニケーションというイベントがあったのですが、こういうアート関係のイベントですとか、農福連携セミナーなど、そういったところと連携いたしまして、チラシにロゴマークを入れてもらったり、学校に対しましては特別支援教育研究会で紹介させていただくなどしまして、周知を図ってまいりました。

表に戻っていただきまして、来年度の取組みの方向性でございますが、ともにプロジェクトのすべての取組みにこのロゴマークを活用していくとともに、民間団体ですとか企業の方にもこのマークの使用を積極的に呼びかけていきたいと考えております。

次に資料4-5をご覧ください。「ヘルプカードの作成」についてです。

まずヘルプカードですけれども、義足や人工関節を使用している方ですとか内部障がいや難病の方など、外見からは少し分かりにくいけれども支援を必要としている方に携帯していただいて、周囲に配慮を求めるときに活用するようなカードでございます。これは東京都が平成24

年度に作成いたしました。現在では全国の自治体で取組みが進んできているところがございます。今回、ともにプロジェクトの一環として、新潟市版のヘルプカードを作成したいと考えております。記載している内容については、案の段階ではございますが、今後、ワーキンググループで内容についての検討を進めていきたいと思っております。

形式としては、カード形式と折り畳み形式の2種類を考えておりました。周囲に配慮をお願いしたいことや、また、緊急の時にも使えるように緊急連絡先やかかりつけ医の連絡先、服用している薬などを記載できるようにしたいと思っております。

完成しましたら、配布方法としては、市のホームページに公開して、必要な方がダウンロードして使用してもらう方法を考えております。また、内容が決まり次第、市ホームページや市報にいがた、障がい福祉施設や関係団体に周知を行っていききたいと考えております。

ここで、皆様のお手元に本日お配りいたしましたヘルプマークのステッカーをご覧いただきたいのですが、これは東京都から参考にいただいたのですが、ご存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、これを持っていると、配慮を必要としているいろいろなときに周りの人が気づいてあげて配慮ができるような、そういう社会がくればいいと思うのですが、そのために東京都が普及を図っているものがございます。ヘルプマーク自体は昨年7月にJIS認定されまして、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて今いろいろなところで普及が図られているところがございますが、皆様方からもこのマークについてご認識いただきますとともに、機会がありましたら周知啓発にも力を貸していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

資料4にお戻りください。右下の③動画・ホームページの作成についてでございます。

これはまだ検討段階ではございますが、障がい特性や配慮の方法、障がいのある人がどういう時に困っているかなど、一般の方に対して「気づき」を与えられるような動画を作成して配信していきたいと考えております。内容としては、障がいのある人の生活や日常を撮影して、配慮に向けた気づきや理解、当事者への敬意や共感を得られるようなもの、障がい者雇用を積極的に行っている企業の努力や工夫をわかりやすく伝え、これから障がい者雇用をはじめようと思っている企業の参考になるようなものなどをワーキンググループで検討しながら作ってきたいと考えております。

どのようなものができるのか、なかなかイメージしづらいかもしれませんが、サンプルを二つ用意させていただきました。これからスクリーンに投影しますので、二つスクリーンがございますので見やすいほうをご覧いただきたいと思っております。

最初にご紹介するのは、宇都宮市が作成したもので、障がい種別ごとに30秒程度の短い動画を作っています。そのうちの一つをご紹介します。今日ご紹介するのは、聴覚

障がいの方のご紹介でございます。

(動画投影)

このように短い動画ですが、最近はスマートフォンで動画を見る方が多いので、あまり長いよりも、こういったものをたくさん作ったほうがいいのではないかと考えております。

次に、先ほど少しご紹介しましたが、まちごと美術館ことごとという障がい者アートの普及に取り組んでいる団体の紹介動画でございます。

(動画投影)

内容を要約させていただきますと、一つ目の動画は、飲食店で聴覚障がいがある方が来店した際に、手話で話しているところを見た店員が、注文を取ったりお皿を下げたりするときに、あらかじめ「お皿を下げてもいいですか」などと書いた紙を用意してテーブルに行って意思疎通を図るといった配慮の一つのあり方を紹介したものでございました。二つ目のまちごと美術館ことごとは、音声がないのでなかなか伝わりにくいかもしれませんが、障がい特性を紹介して、こういった方がどのような取組みができるのか、そういった障がいのある方が日ごろどのような活動に打ち込んでいるのかという紹介をする動画でございました。

こういう二つのいい面を取り入れて、短編の動画をたくさん作って、できればシリーズ化してインターネットで配信するなどの方法で啓発を行っていただければと考えております。

以上で説明を終わらせていただきますが、委員の皆様からいろいろなアイデアをいただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

(長澤会長)

ありがとうございました。議事(3)と(4)です。ともにプロジェクトの推進体制とワーキングにおいて検討された内容の紹介ということでした。

まずは、説明内容についてお聞きになりたいことがありましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

(平田委員)

新潟労働局の平田と申します。

Bの一般企業への周知啓発の中で、一つは、ともにプロジェクト推進店(仮)のご説明をいただきましたが、お店であれば、お店で障がい者の方を雇用していただくという議論はなかったのでしょうか。そういう議論がなされたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、全体的に一般企業への周知啓発ということですが、私どもは雇用の部分を担っている機関なのですが、障がい者の方の中で、働く意欲や能力のある方はかなりいらっしゃるのではないかと考えておまして、そういった中で、企業の4月からの障がい者雇用率が2.0パーセントから2.2パーセントとなって、さらに企業は今まで以上に雇用について目を

向けてきていただけるのではないかと。今までも少しずつ県内の雇用率も上がってきて 1.96 パーセントまできていますし、全国レベルまできております。

さらに精神障がい者や発達障がい者の方を中心に、新潟労働局としても、隣で働く一般の方に対して障がい特性を理解してもらおうという「しごとサポーター養成講座」を今年度からやっておりますが、非常に企業の方の参加が高いのです。来年度は倍の枠でやる予定なのですが、そういった障がい特性とか、一般企業に対して、Bの議論の中で、一般就労について条例の趣旨に沿ってやっていることは、生きる社会づくりの中での、企業への周知啓発議論があるかをお聞きしたいと思います。

あともう1点いいでしょうか。先ほどの資料1で、条例を知っていますかというアンケート結果の例で、5ページで市民の認知度 20 パーセント以上を目指しているというお話がございましたけれども、条例を知っているか知らないかということだけでよろしいのか、中身について、その趣旨をまったく分らずに、あるみたいだねくらいの方でも知っていますというようになるのではないかと思うのですが、中身についてもアンケートを加えて取るべきではないかという考え方について教えていただきたいと思います。

(長澤会長)

ありがとうございました。2点のご質問がございました。事務局、お願いいたします。

(事務局：高橋係長)

最初のご質問の、Bグループの検討の中で雇用につなげていくというような話はないかというお話だったのですけれども、この啓発という業務のハードルをあまり上げ過ぎると、なかなか前に進めなくなるということがあるのではないかと思うのですが、ただ、Bグループの取組みの最終的な目標としては、やはり実際に雇用につながっていくべきだと私自身は考えておまして、最初の会議のときにも、その辺りの考えはメンバーの方には伝えさせていただきました。

その中で、短時間就労の取組みということがその取掛りとしてはいいのではないかということでご意見をいただいているのですけれども、なかなか短時間就労も課題があったりしましてすぐには着手できないということがありましたので、まずは、さまざまな企業で合理的配慮事例を、どのような事例を持っていच्छるかということ調査させていただいて、それを公開して、ほかの企業の参考にしてもらおうようなものを作っていければと思っています。

それから、条例の認知度 20 パーセントを目標にしている中で、中身についてはというお話がございましたけれども、たしかに、ただ知っているということに意味があるかという、ないのではないかと思いますので、このプロジェクトがどうして始まったかというところに立ち返りますと、条例の研修をやっている中で、座学で条例の存在ですとかそういったものを周知し

ていただけということで、中身を知っていても、何を書いてあるかが分っていることと、心で理解しているということとは意味が違うと思いますので、このプロジェクトを立ち上げましようというような議論もなされたように記憶しております。

したがって、当然、中身が分っていることは重要だと思いますけれども、併せて、こういうプロジェクトの取組みで触れ合いの機会をふやすことで、より深い障がい者理解を求めていくということも並行してやっていく必要があるのではないかと考えております。

アンケートの内容については、簡単な項目にならざるを得ないとは思いますが、内容をどの程度理解しているかということも推し量れるような項目を設けてやってみたいと考えております。

(長澤会長)

よろしいでしょうか。

おそらく、理解しているかどうか、どれだけ浸透しているかということは、こういうアンケート調査の結果だけではなく、いろいろな活動、ともにプロジェクトの活動の結果、成果というものを全部含めて、理解しているかどうかという考察をすると思いますので、そういう意味では、十分なアンケートにならなかったとしても、ほかのものに関連づけて有効性を検証することが一番重要ではないかと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

ほかにお聞きになりたいことはございますか。

(平松委員)

平松と申します。不動産の会社の協会の会長をしております。

今、感じたことと申しますか、差別事例の中で、4ページの事例⑦不動産の貸付についてというのを見ていまして、どうも弊社でやったところと同じだなと思ひまして、違ひかも分りませんが感じていまして、これは地域活動支援センターを開設するため賃貸物件を借りようとしたが断られた。不動産会社からは「事務所としての賃貸を想定しており、活動の場としては貸せない」という理由で断られたということでしたが、どうも私が、ある市会議員の先生からそういった障がいの学生さんが放課後に学習する場所を探していただけないかということでお尋ねいただいて、私がうちの社員に探してくれないかということをやった際に、事務所として利用となっておりますが、もともと貸せる場所というのは、この学生さんが歩いて何分以内くらいという制限があったものですから、新築のマンションの上階が住宅で1階は大家さんが事務所として維持しておられたところを、ちょうどいい距離なのでお貸しいただけませんかと言ったらだめだということだったのですけれども、そんなこと言わずにということで熱っぽく語りまして、こういうことなのですということで市会議員の先生がかなり熱意を持って交渉していただいたと。元付けの不動産会社があるのですけれども、私は先生からの紹介なので借手側のほ

うなのですけれども、弊社も仲介に入って、では責任を持ってくれるのであればということでお貸ししたことによく似ているとお話しているわけなのですけれども。問題は、ですからこういった形で利用されたいというグループやら何やらまだいらっしゃるのではないかと思いますのですけれども、マンションにかかわらず、新潟市の住宅は想定 35 万世帯、空き家は約 4 万 4,000 戸あります。これは宅建協会で、30 市町村のうち 22 市町村と協定を結んでおりますが、こういった方々が、空き家になっているよりはお貸ししたほうがいいわけです。ただ、障がいがある人もない人も共にそうですけれども、貸主さんとなれば、あとで事故があったりとか火災があったりとかそういったところを一番心配されるのであって、それは新潟市のほうがそれをどのようにフォロー、メンテナンスしますよと、使いやすいようにしましたということであればお断りする理由など一つもないと思いますので、活動の場面がもっと広がるのではないかと思いますし、当協会もいろいろな意味で、災害支援から、中越地震、中越沖地震の被災者から、東日本大震災では 3,000 戸からの住宅を提供したり、現実に 1,800 所帯入居ましたし、一昨年、糸魚川の火災でも被災者、いろいろな方々に支援をしておりますので、形態は変われども弱者救済ということではまったく変わらないと思いますので、それを説得する熱意と、貸主さんをフォローアップしてくださる市の体制があれば叶うと思いますので、一つ意見として申し上げました。

(長澤会長)

ありがとうございました。差別事例⑦に対してのご意見をちょうだいいたしましたので、早速事務局のほうで詰めていただきたいと思います。

(大橋委員)

福祉サービス事業管理者連絡会の大橋と申します。よろしく申し上げます。

このともにプロジェクトの取組み、なかなか具体的にいろいろな事例が出てきて、とても楽しみになるのかと思っていますところでは。

私たち、障がいをお持ちの方と一緒に過ごす事業所の職員の立場としては、やはり小さいときから障がいをお持ちの方とどのように共に過ごしていくか、認知していくかということに大きな成果が上がるのではないかということで、施設でも、中学校になると総合教育ということで施設に体験にいらっしゃるとかそういった取組みも今まで数々してまいりました。そういった学校教育の中で、障がいをお持ちの人とそうでない人が自然に交流するための取組みをこれからも続けていただきたいと思いますことと、ゲストティーチャーというのはとてもいい取組みなので、これもぜひいろいろな方面で活用して、どんどん教育の中に推進していけば成果が上がるのではないかと思います。

やはり知らないことが一番の問題だと、まず知っていただく、存在を知っていただくという

ことが一番大事だと感じました。

それから、公民館との連携なのですが、人権講座と併せて障がい者アート、こういう切り口もとてもいいかと思うのですが、そのときに、先ほどのこれから作る動画の発表であったり、このロゴマークの発表であったり、ヘルプカードを使つての実施があるといった、今の私どもの差別条例の取組みをどこかでお伝えする場所を公民館の取組みの中で広げていただくと、よりバージョンアップが望めるのではないかと考えています。

あと、ロゴマークができて、とても親しみやすく皆さんに覚えやすくなってきているかと思つていて、ではこのマークとかヘルプカードとか、そういったものをどのように推進していくか、具体的な場所になるのかということになれば、障がい者フェスの開催ももちろんそうなのですが、今、開催はよく分らないのですが障がい者の福祉まつりのようなものを大々的に万代でやっているのを、形を変えて、こういった啓蒙活動の中身を知るといった場所に切り替えていってより理解をしていただく、この条例を具体的に理解していただく場を数多く持つということも一つのいい取組みなのではないかと思つたので、少しお話をさせていただきました。

今後ともいろいろと協力はしていきたいと思いますが、また情報のほうもよろしくお願ひしたいと思つています。ありがとうございます。

(長澤会長)

ありがとうございました。三つご意見をいただいたかと思つています。学校教育での取組み、公民館の取組みにこの事業の紹介をしていくということ、さらにはイベントなど多くの場で取組みを紹介していくというような趣旨であったかと思つています。ありがとうございました。

それでは、質問、意見を含めて、あるいは新しい提案等も含めて、委員の皆様からご発言をいただきたいと思つています。いかがでしょうか。

(松永委員)

視覚障害者福祉協会の松永です。

今いろいろとお話を聞いた中で、ゲストティーチャーは大変すばらしいことだと思つています。私も総合学習で何年も小中学校を訪問しているのですが、実は、行って感じることは、子どもたちは、話せばその場である程度は理解してもらうのはあるのですが、実は学校の雰囲気ですまくいくかどうかということがあるのです。と言うのは、学校の先生方がどれだけ障がい者を理解されているか。学校に入つて行った中である程度状況が分かる場合もありますし、私ども事務所のある亀田のふれ愛プラザに先生と子どもたちが集団で来られるときもあるわけですが、そういう中でお会いさせていただくときに、子どもたちに向かって話をしている段階で、実はここの周りにいる、大変失礼な話なのですが、先生方がどれ

だけ障がい者を理解されているのかということを感じることもあるのです。

あとあと考えたときに、やはり先生方がちゃんと理解していただいた地域の、その後の障がい者と子どもたちとの関係がうまくいくようになってきていると思っています。まちを歩けば声を掛けてくださる子どもたちもいます。そういう中で、子どもたちにお話をするということも大事なのですけれども、それ以前に、そこの授業をされている先生方がどれだけ障がい者を理解されているか、そのことが非常に大事ではないかと思っています。

それから、ヘルプカードの件ですけれども、私どもが東京に出たときに何枚かもらった経験があります。配るのはいいのですけれども、実は、本当に市民の方がどれだけこれを理解されるか。と言うのは、以前から私ども団体に対して黄色の旗ですとか、あるいは手で、音声で、音を出すものが慈善団体などからいろいろと配られたものがあります。多分これは行政からではないと思うのですけれども。ところが、それをもらっただけで使っていない事例が多いのです。そういう意味で、このヘルプカードを配られる、市民に広報されるわけですけれども、本当の意味で広く周知しておかないと、せっかくお金をかけて作って配っても、うまく利用されないようでは何にもならないと思いますので、障がい者にはもちろん、市民の方にどれだけこれを理解していただくか、していただき方を考えた上でやっていただきたいと思います。

(長澤会長)

ありがとうございました。教員の障がい理解と、ヘルプカードについてのご意見だったかと思えます。

教員の障がい理解ですが、いろいろな調査で、障がいがあると思う人との経験のある教師ほど障がい者に対する理解が深まっているということは昔から知られていますし、子どもの場合も、小さいころから障がいのある人との経験のある方が障がい理解が進んでいるということは昔からよく知られている事実なので、その辺、先生の理解も必要かと思いました。ちなみに、免許法が今度改正になりまして、教員になる方は障がいに関する授業が必修になりますので、障がいを知らない教師は、今後いなくなると思います。

二つ目のヘルプカードですけれども、私も先ほど聞いて思ったのですが、お店でヘルプカードを提示してくださいという表示があれば、やはり主張しやすいと思うのです。でもそれがないと、果たして出しているものかどうなのか、出したら店員さんに何ですかと言われてたら元も子もないかと思うので、提示してくださいという表示で市民も関心を持つのではないかと思いますので、それも併せてご検討いただければと思います。

ほかにご意見がございましたらお願いいたします。

(平田委員)

新潟労働局の平田でございます。

学校の先生方はとりあえず、職業能力開発の関係ですとかさまざまな生徒さんや訓練生がいるところは市内にも県内にもたくさんあるわけですが、意外と、障がい者の特性理解については、あまり体系的な学習というか研修はやられていないのではという印象を持っていて、従来の身体とか従来の知的である程度均一性の高い方の研修というか理解は一定程度進んでいると思うのですが、個々の障がい特性はかなり異なる、発達障がいですとか精神とかです、そちらのほうは教員免許を待つというようなことはとても待ってられないので、ぜひ新潟スタイルを今後考えていってもらいたいと思います。

知的障がいの方の中には発達障がいとか重複している方がかなりいらっしゃる、6割とか8割とかいろいろと言われてはいますが、ですから、そこについてある程度、亀田小学校の方とお話をしたことがあるのですが、まだそのように至っていないのだと、まだ知的のレベルなのでしょうというお話が、残念ながら実態でしょうということ、校長先生がおっしゃっていましたが、ぜひそこは、今後のこととして新潟スタイルを、全体的には、この条例によって、小さく生んで大きくこれから育てていくのだろうと受け止めておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

(長澤会長)

ありがとうございました。障がい理解の取組みについて新潟スタイルというキーワードが出ましたので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

(青木(侯)委員)

今後高齢化社会になる、高齢者でも障がい者手帳が出ますので、このヘルプカードというのは、高齢者は即必要になる人が多いと思うのですが、今後、そのようなことも考えていかないとと思ひまして話をしました。

(長澤会長)

ありがとうございます。その辺、いかがでしょうか。

(事務局：高橋係長)

おっしゃるとおりだと思いますので、高齢者の福祉を所管している部署と連携して、このカードを普及できるように検討していきます。

(長澤会長)

ありがとうございました。

(柳委員)

新潟市ろうあ協会の柳と申します。

ヘルプカードについてです。ダウンロードするということでしたが、例えばペラペラの紙が

いいのか、何か固いものにするのか、どのようにしたらいいのでしょうか。例えば簡易に、もらったものがあるのですけれども、こういうものもありますし、東京でもらったものです、少し柔らかめのプラスチックのようなものですが、どういうものにダウンロードをするのか、どういうものをイメージしているのかを市にお聞きしたいと思います。

(事務局：高橋係長)

どういう携帯の仕方をするかにもかかわると思うのですけれども、財布ですとかいろいろな、何に入れて持ち歩くかということで、ダウンロードというのは、パソコンでダウンロードしたあと何にプリントアウトするかという話だと思うのですけれども、プリントアウトする紙の種類については、使われる方が自分の使いやすいような紙質を選んでいただければと思っております。

(長澤会長)

というご回答ですが、よろしいでしょうか。

(柳委員)

はい。分かりました。

(長澤会長)

当然、スマートフォンにダウンロードしてそれを提示でもいいわけですね。

(事務局)

そうです。

(長澤会長)

ほかにご意見等ございましたらお願いいたします。

(熊倉委員)

新潟地区手をつなぐ育成会の熊倉と申します。

ゲストティーチャーリスト、これはすばらしいものだと思っております。私どもの団体の紹介も、こういうスタイルで提供することによって私たち自身の意識改革が進むようになったということで、そういう意味でも、私どもはぜひこの生かし方を考えていきたいと思っております。知らないということが最初にありますので、やはり積極的な、私どもがこうなのですということを明確にいろいろな方に提供するということが大事かと、その意識改革の一つになったかと思えます。

それから、今超高齢化社会でございまして、地域包括ケア、これ以外になかなか対応策がないということで、その中身も、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援が目的ということと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後までということで、まさにこれは、高齢者に限らず障がいのある人にとってもこうありたいと思う事柄であります。この尊厳の保

持、自立生活ということを考えていったときに、やはり、どういうことが分かればこういうことが実現できるのか、その入口にあるのが実はこの条例なのではないかと。先ほど、条例の中身をどうやって知らせるかということによっていただいた意見があるわけですがけれども、その辺を考えながらこの条例の中身を、ほぼ、およそ常識となるということを願いながら、このまちづくり条例推進会議の意味も進んでいくのかなという期待をしております。

(長澤会長)

ありがとうございました。この条例、ともにプロジェクトは、共生社会の実現のスタートということで、これからが試されているのかなと思います。

(角田委員)

角田と申します。発達障がいです。

考えがあまりよくまとまっていない中大変申し訳ないのですが、啓発というのが一番難しく、過去に、それを知っていただきたくてマスコットキャラクターを作ったり、ステッカーを作ったり、お母さんたちで1軒、1軒、自分の地域のお店に行って貼ってくださいというお願いを繰り返したり、あるいは自閉症協会の方では、このヘルプカードと同じですが自閉症サポートカードというものを作って、我が子は30歳になろうとしています、外に出るときはそれを首からぶら下げて、個人情報全開のカードです、何かあったときにすぐに連絡が取れるようにと思って使ったり、そういうことをずっと続けていた中で感じてきたことは、やはり啓発というのは、強制であったり、あるいは何か大々的なことをしたからといってすぐに効力を発揮するものではなくて、粛々と、淡々と、でも長く続けていくことなのだろうなと思っています。

それで、今はいろいろな障がい者団体、いろいろな取組み、例えば就労関連でいえば「みつばち」という新潟市でもしていらっしゃると思うので、「みつばち」のマークがあるわけです。そのように、障がいがある方を取り巻くいろいろなマークやグッズのようなものが、新潟市としてこの「ともにプロジェクト」の中で冊子をもし作るようなことがあれば、新潟市の中でいろいろな障がい者団体はこういうものを持っていますというちょっとしたものが、1ページか2ページか分からないのですが、紹介されているということも啓発につながるのかなと思いました。

もう一つは、一般企業への周知というところで、福祉の世界から見ると少し違う世界なのでしょうけれども、企業というのは、自分の企業に何かメリットがなければなかなか取り組んでくれないということだと思っております。だから、例えばスポンサーになってくれませんかというような投げかけなどができないのかと。ともにプロジェクトのロゴを使うときに、そこにその企業の名前も一緒に入るような、そういうスポンサーとしてどうなのだろうというようなこと、例えば「みつばち」というところの障がいの方を雇用している経験のある企業などに

そういったプレゼンをしていって、何かいいアイデアがないでしょうかというようなことの投げかけも、このBチームの中でやってけるのではないかとというようなことも思いました。

せっかくできたマークですので、これがリードして、いろいろな、それぞれの障がい者団体の、何を啓発したいのかというものがあると、より、私も知りたいです、発達障がい以外の障がいのことをもっと知りたいと思っていますので、そういうものがほしいと思います。

(長澤会長)

ありがとうございました。

やはりさまざまな情報をきっちり市民に伝えられるということがどうしても必要だと思しますので、このCチーム、動画・ホームページの作成ということで、こういうWebサイトを充実してもらえるとということ、その中でグッズの紹介ですとかいろいろなことができるでしょうし、動画の紹介もできるのではないかと思いました。

そこで、これも私個人の考えなのですが、このロゴマークの脇にQRコードを付けて、QRコードでこのホームページに行くという、今はそのほうが皆さん見てくれますので、プリントアウトさせたものはあまり見ないのです。ですけれども、ぱっとやるとそこへリンクしていきますので、そういった工夫もいいかと思えます。ロゴマークの脇に説明を書くと逆に見ないということもあるので、そういう意味ではロゴマークをもっと生かしたほうがいいのではないかと思いましたのでご検討いただきたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

(柳委員)

柳です。お願いします。

このゲストティーチャーリストですけれども、聴覚障がい者のことも書いてありますけれども、小学校などにも配布されるということですので、手話の学習についても依頼が来ると思えます。聴覚障がい者の講師が足りなくなるのではないかとこの心配があります。時間や日にちなど、調整をしていかなければならないと思うのですけれども、市としても、その辺のご配慮をいただいて、場合によってはお断りすることもあるかと思えますが、その辺をご了解いただければと思います。

(長澤会長)

ありがとうございました。

(事務局：高橋係長)

ありがとうございました。このゲストティーチャーリストの中には、そういう団体側の都合に応じて、ちゃんと調整の上でやってくださいというような使い方の説明も載せたいと思えますし、このリストに載る団体の方にご迷惑が掛かるような形にしないように配慮させていただ

きたいと思います。当然、申込みがあった場合、全部に応えなければいけないということはなかなか難しいでしょうから、団体側でできるかできないかという判断をされた上で、学校側と調整していただければよろしいのではないかと考えております。

(長澤会長)

ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

非常に基本的なご質問で恥しいのですけれども、この各プロジェクトのメンバーの中に、当事者の方は入っているのか、あるいは当事者の方の意見が生かされるようにしているかどうかという点はいかがでしょう。

(事務局：高橋係長)

ワーキンググループのメンバーということでしょうか。

(長澤会長)

はい。まずその意見が反映できるようになっているかどうかということ。

(事務局：高橋係長)

メンバーとして当事者の方も入っていらっしゃいますし、必要に応じて、団体のご意見を聞きながら進めようという話になればそのように進めていきたいと思っておりますので、今までのところ、ロゴマークの選定なども施設におじゃましてやっていますので、できる限り取り入れていきたいと考えております。

(長澤会長)

ありがとうございました。その辺をお聞きして安心しました。ぜひとも当事者の方に広く、できるだけ、直接間接かかわらず意見を生かしていただきたいと思っておりますのでお聞きしました。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

これは私の意見ですが、この条例検討の中でたびたび出てきたのが、学校教育の自立ということがずっと言われ続けてきました。今回も学校教育に関するご意見がたくさん出たかと思っています。プロジェクトのA、学校で交流ということは今もなされていますし、これからも進められていくと思うのですが、今後できるだけ、子どもたちだけではなく地域の人たちにも呼びかけるとか、あるいはやった成果、あるいはその様子を実践として紹介するですとか、そういう取組みも大事ではないかと思っています。

私も仕事柄いろいろな学校におじゃまするのですが、びっくりするくらいすばらしい実践をしている学校もあります。ほとんど知られていないというケースもあり、そういう、市民に紹介したいという実践を紹介できる場があればいいなと思っておりますので、それも併せてホームページ

ジ等で扱っていただければいいかと思っています。

時間も残り少なくなってきましたが、いかがでしょうか。

このあとでもご意見をちょうだいすることができるかと思えます。今日意見を言えなかったけれどもあとで思い出したとか、そういったことについて、この用紙の説明をお願いしますか。

(事務局：高橋係長)

本日机前にお配りさせていただきましたこちらのファックス用紙なのですが、今日の会議で言いそびれたですとか、あとから思いついたですとか、何でもけっこうですので、ご意見があればこれでお送りいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

この様式に限らず、日ごろ、こういうのはどうだろうというような何か思いつかれたようなことがありましたら、障がい福祉課へメールなり、形は何でもけっこうですのでご意見をいただければ検討させていただきますので、よろしく願いします。

(長澤会長)

ありがとうございました。

それではこの辺りで議事（３）と（４）を終了させていただきます。

来年度平成 30 年度につきましては、本日決定した方向性に基づき、具体的な検討はワーキングで行っていきたいと思います。

今ほど事務局から説明がありましたように、このあと何かいいアイデア等が浮かぶことがあるかもしれませんが、そのときには積極的に事務局にご意見を提出していただけるようお願いいたします。

それでは議事についてはこれで終了といたします。

4. その他

(長澤会長)

次に、次第のその他ですが、皆様から何かありますでしょうか。

事務局、何かございますか。

(事務局：高橋係長)

特段のご連絡ではないのですが、来年度のこの会議の開催スケジュールですが、昨年 6 月にだいたいの今後のスケジュール案をご説明させていただいたのですが、平成 30 年度につきましては、またこのくらいの時期に、年度末辺りに、本日ご意見をいただきました方向性で取組みを進めた結果の報告と、さらに翌年度の活動の内容についてご検討いただくような場を設けさせていただきたいと考えております。それ以外にも、随時、集まる必要が生

じた場合には会議開催も可能ですけれども、とりあえず今の予定としてはそのように考えておりますのでご連絡いたします。

(長澤会長)

ありがとうございました。来年度の推進会議についてのご説明をいただきました。

ほかにはないので、本日の会議はこれで終了となります。長時間にわたりお疲れさまでした。では、マイクを事務局にお返しいたします。

(司 会)

長澤会長、長時間にわたり議事進行をいただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆様も活発なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。

最後になりますけれども、市役所の人事異動が4月にありまして、佐藤福祉部長と田中障がい福祉課長が異動になりましたので、最後に簡単にごあいさつさせていただきたいと思っております。

(福祉部長)

本日は条例推進会議、来年度に向けまして、……あるいは参考になるご意見をたくさんちょうだいいたしました。誠にありがとうございます。

今ほど司会が申しましたように、この4月で人事異動がございましたのでごあいさつさせていただきます。私は福祉部長を4年やらせていただきました。4年前福祉部にきたときに、この条例は検討中の状況で、毎月1回夜検討会をさせていただいて、それから中間報告を全区でさせていただきました。その後、平成28年4月施行に向けて、議会をはじめとしてさまざまな説明をさせていただいて、何とか条例という形にさせていただきました。本当にありがとうございます。

当然、それがゴールではなくてスタートでございますので、これからもこのともにプロジェクトをはじめ、さまざまな取組みをつうじまして、新潟市民が障がい及び障がい者に関する理解を深めていただきたいと思いますと思っております。本当に4年間、ありがとうございました。

(事務局：田中課長)

本日の会議、ありがとうございました。私は障がい福祉課にまいりまして2年でございます。先ほど部長からのごあいさつにありましたように、部長がいらしたときにはまさしく条例を検討しているところでございましたけれども、私が来たときには条例が施行しますというときで、この課での最初の仕事が、この条例のチラシを4月頭に配ることから始まりました。条例については思いも非常に深いところでございます。来年度4月からは南区に行くことになりましたので、今後とも皆様にはいろいろお世話になると思っておりますが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(司 会)

それでは、お預かりしておりました駐車券につきましては、無料処理をしてありますので、後ほどお受け取りください。

以上で、第3回条例推進会議を終了させていただきます。お忙しい中ありがとうございました。